

# ○大府市固定資産税過誤納金返還金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、固定資産税及び都市計画税に係る過誤納金のうち地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第18条の3の規定により還付不能となる税相当額（以下「還付不能額」という。）につき、固定資産税過誤納金返還金（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納税者の不利益を補填し、行政に対する信頼の回復を図ることを目的とする。

(返還金支払対象者)

第2条 市長は、還付不能額が生じたときは、納税者に返還金を支払う。

2 前項の場合において、相続があったときは、相続人に返還金を支払う。

3 市長は、過誤納金が納税者の虚偽その他の不正な手段により生じた場合等において返還金を支払うことが公益上不適切であると認められるときは、返還金を支払わないものとする。

(返還金の額等)

第3条 返還金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 還付不能額

(2) 還付加算金相当額

2 前項第1号の還付不能額は、固定資産課税台帳等により確認のうえ算定するものとする。この場合において、返還の範囲は法の規定による還付分を含めて20年間を限度とする。

3 第1項第2号の還付加算金相当額は、法附則第3条の2第4項の規定により読み替えて適用する法第17条の4に規定する還付加算金の例により、還付不能額を同条の過誤納金とみなして算定するものとする。

(返還金の通知)

第4条 市長は、返還金を支払うときは、その支払を受ける者にその額等を通知するものとする。

(返還金の支払)

第5条 市長は、前条の規定により通知したときは、速やかに返還金をその支払を受ける者に支払うものとする。

(施行細目の委任)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成4年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。